

指定管理者の指定について

下記のとおり霧島市国分西の里コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島市国分西の里コミュニティセンター
- 2 指定管理者 国分西地区自治公民館
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市国分西の里コミュニティセンターの概要

- ① 施設名 霧島市国分西の里コミュニティセンター
- ② 位置 霧島市国分中央一丁目4番15号
- ③ 建築年度 平成22年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建て 延床面積 267.07㎡
- ⑤ 設置目的 地域住民のコミュニティ活動の拠点施設として、施設整備を行い、地域住民の交流を促進し連帯感を深め、住民の生活向上を図るため、地域活性化・経済危機対策臨時交付金により設置

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 国分西地区自治公民館
 - 代表者 国分西地区自治公民館長
 - 所在 霧島市国分中央一丁目4番15号
- ② 組織
 - 設立年月日 昭和37年4月1日
 - 会員数 890世帯(2,030人)

3 年間事業(行事)計画

地区住民が一堂に集い、親睦と融和を図り、相互理解と地域連帯感を強める。また、地区住民の総意によって各種の事業を行い、自治能力の向上を図るとともに、健康の増進や青少年の健全育成、教養を深めるための学習に努め、明るく住みよい地域づくりを目指す地域活動の拠点施設として管理運営を行っていく。